

令和 6 年

北秋田市果樹木伐採補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は北秋田市果樹木伐採補助金交付要綱(令和 6 年北秋田市告示第 号)

第 12 条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(伐採木の種別)

第 2 条 対象樹種は、熊など市で指定した有害鳥獣(以下「有害鳥獣」という。)の餌となる実を結ぶ樹木で次のとおりとする。ただし、営利を目的に植付けされた樹木は対象としない。

- (1) 栗やクルミ等の堅果類
- (2) 柿の木
- (3) その他必要と認められる樹木

(補助金の対象となる範囲)

第 3 条 補助金の対象となる範囲は、有害駆除の申請箇所になり難い範囲とし、銃器による駆除が困難な次に掲げる箇所を対象とする。

- (1) 住家から概ね 200 メートル以内の住宅地にある箇所
- (2) 通学路等、日常的に利用されている道路の沿線上にある箇所

(申請等における添付書類)

第 4 条 個人及び団体が補助金を申請する場合は、申請する樹木の全ての所有者から同意を得た書類を添付するものとする。

2 補助金の申請や報告における書類において、位置図や全景写真に申請する樹木の位置を明記し、対象樹木に番号を付して申請本数毎に幹回り(ヒザ高程度)の写真を添付するものとする。